

7 小康期

(1) 概要

ア 状態

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

イ 目的

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。

第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。

情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。

第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(2) 実施体制

ア 危機管理連絡室の廃止

市は、国・県等の動向を確認の上、地域の実情に応じて危機管理連絡室を適宜廃止する。

イ 対策の評価・見直し

市は、各段階における対策に関する評価を行い、国及び県の行動計画及びガイドライン等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行う。

<危機管理室を設置している時>

ア 危機管理室の廃止

市は、国・県等の動向を確認の上、地域の実情に応じて危機管理室を適宜廃止する。

<緊急事態解除宣言がなされた時>

ア 市対策本部の廃止

市は、速やかに市対策本部を廃止する。

(3) 情報提供・共有

ア 相談窓口等の体制の縮小

市は、国、県からの要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小する。

(4) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市民に対して「新型インフルエンザ等に関する情報」及び「再燃した場合の国・県・市の実施する対策及び対策への協力要請」等についての情報を積極的に発信する。

[参考]

(ア) 県が個人に対して周知する情報（例）

- a 新型インフルエンザ等についての正確な情報
- b 県コールセンター（専用回線 TEL 0120-82-1025）の周知
- c 新型インフルエンザ等対応の医療機関受診時の注意
- d 新型インフルエンザ等に対する感染予防・まん延防止対策の徹底
- e 第二波に備え、食料・生活必需品の備蓄に関する勧奨
- f その他必要な情報の提供

(5) 予防接種

ア 新臨時予防接種の実施

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時予防接種を進める。

<緊急事態宣言がなされている時>

ア 臨時の予防接種の実施

市は、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜、協力する。

※県が行う医療に関する対策等（小康期に新たに対策を行うもの）

(ア) 医療従事者の休養等

医療従事者等の肉体的及び精神的状況について配慮し、必要と認めるものには休暇を与えるよう要請する。

(イ) 臨時医療施設の閉鎖

緊急事態宣言が解除された場合、若しくは今後当分の間、患者数の推移が地域における医療のキャパシティの範囲内に収まると認められる場合は、臨時医療施設で療養する新型インフルエンザ等患者は医療機関に転院させ、又は、可能であれば自宅での療養を促すなどして順次閉鎖する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への生活支援

(ア) 要援護者の生活支援の継続

市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

<緊急事態宣言がなされている時>

ア 対策の縮小・中止

市は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。